

自治体名	木曾川水系河川整備計画たき台（素案）			頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
	該当頁	区分	頂いたご意見		
愛知県	1-23	現状と課題	「加えて、異常湧水に備えるため、徳山ダムに湧水対策容量が確保された。」を削除して下さい。 【理由】 利水の段落であり、湧水対策容量が利水目的で確保されたと誤解を招く恐れがあるため。 また、最下段の段落と内容が重複するため。	ご意見を踏まえ、削除しました。	第1章第2節 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 (P1-23)
	1-23	現状と課題	「主として愛知県側に供給される主な水利用として、かんがい期には約150m ³ /s、非かんがい期には約60m ³ /sの水利権がある。」を削除するか、木曾川全体の取水量について記載して下さい。 【理由】 愛知県側の取水だけを特筆する必要がないため。 平成6年に木曾川で発生した瀨切れが、愛知県側の取水だけが原因と捉えかねられないため。	ご意見を踏まえ、「主として愛知県側等に供給される・・・」と表現を修正しました。	第1章第2節 第2項 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 (P1-23)
	1-29	現状と課題	平成6年の地盤沈下の原因を「深層地下水の過剰取水」に限定しない方がよいのではないかと。 【理由】 P1-23にあるように異常小雨の影響（地下水涵養の低下など）も考えられ、地下水の揚水も含めた複合的な要因によるものと考えられるため。	現在の記載のままとします。 地盤沈下の主原因は、深層地下水の過剰取水であり地下水規制を講じていることから、このような表現としています。	第1章第2節 第5項 新しい課題 (P1-29)
	1-29	現状と課題	深層地下水 地下水 【理由】被圧地下水位の低下が、地盤沈下の大きな要因であるが、ここで、特定する必要はない。	同上	第1章第2節 第5項 新しい課題 (P1-29)
	3-45	実施事項	『(3)東海ネーデルランド高潮・洪水対策』について、『(3)海抜ゼロメートル地帯の高潮・洪水対策』に修正してください。 【理由】 「東海ネーデルランド」については、P3-22で記述されているといっても、P3-45で唐突に出てくる印象があり、より理解しやすい標題とするため。	ご意見の主旨を踏まえて、原案において表現の修正を考えています。	
	3-24	実施事項	「ダム等の総合運用」と「ダム群の総合運用」は表現を統一されたい。 【理由】 表現の不一致。	ご意見を踏まえ、「ダム等の総合運用」に統一しました。	第3章第1節第2項 3 湧水時及び異常湧水対策 (P3-23)
	3-47	実施事項	次のとおり修正して下さい。 「地域の活性化」 「自立的、持続的な活性化」 「下流の自治体」 「流域の自治体」 「関係行政機関等と共同しながら」 「関係行政機関等に参画を求め」 「基本理念」 「行動計画」 【理由】 H13.4.12に策定された「水源地域ビジョン策定要綱」に示されている内容と異なっているため。	ご意見の主旨を踏まえて、原案において表現の修正を考えています。	
		その他	30年間の整備スケジュール（県別）を示していただきたい。	河川整備計画では、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めるように決められていますが、整備スケジュールまで決定する必要はありません。 このため、原案（案）には整備スケジュールを記載することは考えていません。 なお、河川の整備に関しては、本支川及び上下流バランス等を考慮するとともに、環境にも配慮する等総合的な視点で進めていくこととしています。	
愛知県 弥富市	3-6	実施事項	(2)横断工作物の改築について、木曾川に係る施行場所の記述がない。 今回の河川整備計画は、今後20～30年の整備計画として策定されると思いますが、この計画に尾張大橋の改築が位置づけされないと、改築に着手されるのは30年以上先という意味表示に受け取られてします。 是非とも今回の計画に尾張大橋の改築を位置づけていただきたい。 自治体からの意見への回答にはP3-6に記載とあるが読み取れない。	尾張大橋は、河川整備計画で目標とする流量が桁下高より低い水位で流下することから、治水上、これらの橋梁の改築の必要性は、当面無いものと考えております。従いまして、原案（案）へは反映していません。 なお、施設管理者（道路管理者）に対しては早期改修がなされるように協議を行ってまいります。	
愛知県 犬山市	概要版 P23	実施事項	木曾川の大正管理区間すべてが「拠点ネットワーク化」箇所として位置づけられていますが、積極的な推進をお願いしたい。	木曾川の拠点のネットワーク化については、現在、具体的な計画がないことから、原案（案）では構想として記載しております。 なお、拠点のネットワーク化構想の策定にあたっては、自治体をはじめ関係機関等と連携し、地域及び河川の特性を活かした検討が必要であることから、今後、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら検討してまいります。	第3章第1節第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-29)
		実施事項	犬山市において、美しい景観と歴史的資産を活用した新たな拠点整備について検討していただきたい。	水辺のふれあい拠点については、自治体をはじめ関係機関等と連携し、地域及び河川の特性を活かした整備が必要だと考えています。引き続き、地域のニーズの把握に努めつつ、関係機関と連携しながら拠点整備に関する計画の追加・見直し行なってまいります。 なお、整備の考え方としては、従来通り、遊歩道、サイクリングロード等の上物の整備については自治体が行い、河川管理者としては、協力できる範囲での基盤整備を行うこととなります。	第3章第1節第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-29)
愛知県 名古屋市	3-25	実施事項	また、広域的な観点から、都市河川等において水質、親水空間、景観、修景等の生活環境や自然環境の維持・改善に努め、健全な水循環の構築を推進する。 【理由】 名古屋市は、水道用水を始め、木曾川に大きく依存しております。また、都市部における潤いのある水辺環境の創造が重要になってきており、関係者の皆様の理解と協力を得て、都市内河川の浄化と水環境の改善に努めているところであります。特に固有水源に乏しい、本市の堀川にあっては、環境改善に導水が必要であり、広域的な視点での環境用水の利用が必要と考えます。このようなことから、「広域的な観点から」という表現を取り入れていただくようお願いします。 また、この表現で本市の堀川への導水が含まれるものと解釈いたします。	ご意見を踏まえ、原案（案）に反映しています。	第3章第1節第2項 4 発電減水区間及び都市河川対策 (P3-24)

自治体名	木曾川水系河川整備計画たき台（素案）			頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
	該当頁	区分	頂いたご意見		
愛知県 一宮市		整備目標	木曾川水系河川整備計画 たき台(骨子) P7 5行～12行 木曾川の治水目標について、現状のまま(約12,600m ³ /s)で木曾川の河道、ダムを整備しないときは、約16,500m ³ /sが流下すると計画高水位を超えているが、計画高水位よりどの位上回るのか。また、河道と新丸山ダムを整備すれば、約16,500m ³ /sを計画高水位以下で安全に流下させることになっているが、どの位計画高水位より下回るのか。なお、基本方針(案)流量の約19,500m ³ /sを計画高水位以下で安全に流下させるには、河道と新丸山ダムに加え、新たな治水機能の確保を必要としているが、この確保のための概算事業費はどの位になるのか。	木曾川の河道、ダムを整備しない場合、木曾川橋下流地点(39.6k)において、新丸山ダム建設前では14.3mとなり、計画高水位(HWL14.0m)より0.3m程度上回ります。また、新丸山ダム建設後は、12.8mとなり計画高水位(HWL14.0m)より、1.2m程度下回ります。なお、新たな治水機能の確保に必要な事業費については、計画が具体化された段階で検討していく予定としております。	
	3-18	実施事項	内水対策については、新たな内水被害が生じる流域内における土地利用規制、流出抑制などを関係機関と連携して行うことになっているが、具体的には関係機関とどのような施策を連携していくのか。 木曾川の治水対策は河道整備とダム整備などが主流であるが、たとえ僅かでも雨水が木曾川に流れ込まないように、木曾川流域全体における総合治水的な流域対策を取り入れるべきではないだろうか。	内水対策については、例えば、水文データなど河川情報の提供や、内水対策のための計画を支川の河川管理者が策定する場合には助言を行うなど、関係機関と連携・調整してまいります。 また、流域対策については、本川への流出抑制等を図るため、流域の保水・遊水機能を確保するなど、総合的な治水対策を実施していくことが重要です。 総合的な治水対策については、原案(案)に記載していません。 なお、対策範囲の設定については、流域の状況を踏まえ、適切に実施する必要があると考えています。	第3章第1節第1項 3 内水対策 (P3-18) 第3章第1節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 (P3-1) 第3章第1節第1項 4(2) 被害を最小化するための取り組み (P3-21)
愛知県 一宮市	3-34	実施事項	一宮市内における国の施設の樋門は、当市で操作管理しているところであるが、こうした樋門は殆どが手動式であり、洪水時における円滑な操作をする観点から、ゲートを電動化するとともに、目視で水位を読み取るのではなく、水位のデジタル表示化の施設更新を図ることを明記されたい。	ゲートの電動化については、今後、ダム・堰施設技術基準に従い、予算の範囲内で順次樋門の電動化を図っていく予定です。 また、電動化に伴い電源が確保されることから、水位のデジタル化も可能となります。	第3章第2節第1項 2(1) 樋門・樋管、排水機場等の維持管理 (P3-35)
	3-26	実施事項	河川環境の整備と保全にキソガワフユスリカ対策について明記してほしい。 (「木曾川中流域に大量発生するキソガワフユスリカの対策手法を確立する」等)	キソガワフユスリカ対策等につきましては、関係機関と連携を図りつつ、調査研究を行い必要に応じて対策に努めてまいります。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-25)
岐阜県	3-1 3-17	整備目標	長良川の遊水地等の整備について 現時点では遊水地計画が具体的に提示されていないこと、遊水地計画に対する地元意見が十分把握できていないこと、遊水地計画の影響(社会的影響、環境への影響等)が提示されていないことから、以下のとおりとされたい。 意見 遊水地の分担量を200m ³ /sではなく、できる限り少なくし、その分河道分担量を増やす。	基本方針では、「長良川においては、洪水調節のために関係機関と調整しながら既存施設の有効活用を図るとともに、流域内の遊水機能を活かした洪水調節施設等によって河道への負担を低減させる」こととされています。この方針における河道への負担軽減は、県ダムと遊水地の流域内の洪水調節施設により600m ³ /sを調節することとしており、遊水地は、この方針に沿った洪水調節施設として段階的整備を行うものです。原案(案)で目標としている遊水地の整備分担量は、現在県が実施中の床上対策事業後において、目標流量に対して中流域の遊水機能を維持するものです。現在、岐阜県が内ヶ谷ダムを建設中であり、将来的には一定の洪水調節が期待できるものの東海環状自動車道の整備に伴う地域開発が進むなか、本来、指定区間の露堤部等において有していた遊水機能による洪水調節機能を将来的にも確保するための早急かつ計画的な対応が急がれることから、整備計画においては遊水地等の整備について明記するものです。このため、将来の遊水地等が開発される恐れもあることから、これを減少させ、河道分担量を増やすとのトレードオフとするものではありません。	
		その他	意見 今後の治水施設の整備順序を記載する。(河道を優先して整備し、地元等と十分調整をした後、候補地を設定すべきと考える。)	河川整備計画では、法令等により、計画対象期間中における工事の目的、種類及び施行の場所等について定めるように決められていますが、整備スケジュールまで決定する必要はありません。 今後の遊水地の整備にあたっては、岐阜県をはじめとする関係機関との十分な協議・連携を図ってまいります。	
	3-1 3-2	実施項目	水位低下対策について 水位低下対策として河道掘削等を実施する場合、「動植物の生息・生育環境への配慮」については記述されているが、利水への配慮については記載されていない。 河道掘削等により取水への影響が懸念されるため、「既得水利の取水に影響がないよう配慮する」旨を追記されたい。 【修文例】 「動植物の生息・生育環境及び既得水利の取水に配慮し、必要に応じて代替措置等により環境及び取水への影響の低減に努める」	現在の記載のままとします。 河道掘削については概ね平水位以上の掘削を考慮しており、既設の取水施設への影響は無いものと考えています。 (影響があると想定される場合は、事前に関係機関と調整させていただきます。)	
	3-34	実施項目	水質の維持・改善について 【修文例】 「流域内の汚濁負荷の削減に努める」という記述を、「汚濁の低減に努める」と修文されたい。 【理由】 「流域内の汚濁負荷の削減」は、汚濁の原因を工場排水、生活排水等による汚濁負荷に限定した表現である。 しかし、水門川流域は、排水の規制が県内でも厳しい流域であること、工場排水等が流入した直後ではなく、さらに下流で水質の悪化が見られること、排水機場が並列に設置され、河川が特異な構造になっていること等から、汚濁要因が特定できない状況であり、当県環境部局と国土交通省が協力して、汚濁要因を検討しているところである。 したがって、汚濁の要因を流入する汚濁負荷に限定しない表現とされたい。	現在の記載のままとします。 水質の維持・改善を図るためには、流域内の汚濁負荷の削減を行うことが必要だと認識しております。 当該箇所は、水門川流域のみを対象とした記載ではなく、流域全体を対象とした対策の方向性を示していることから修正は行いません。なお、対策にあたっては、各河川の状況や汚濁要因等の調査・検討を行い、状況・要因に応じた対策を講じることが必要だと考えています。	第3章第1節第3項 4(1) 支川対策 (P3-32)
岐阜県 岐阜市	3-31 3-33	実施事項	河川整備計画の中での対応として、長良川の治水安全度を上げるための河道掘削に関し、現状が変わることへの対策として、出水時の鵜飼観覧船の一時退避場について、計画の中に盛り込んで頂きますようお願いいたします。	出水時の鵜飼観覧船の一時退避場については、河道掘削の実施段階において、岐阜市を含む関係機関と連携・調整しながら検討していきたいと考えています。	
		実施事項	長良川の河岸を散策道や広場とする「長良川プロムナード計画」は整備途中であり、今後も河道整備と連携して進めていく必要があると考えています。	今後の整備については、地域での懇談会などの協議の場を設けた上で整備して行くことを想定しています。原案(案)では、『水辺のふれあい拠点の整備に関する計画の追加・見直しを行い、順次整備を行うものとする。』としており、必要により、具体化段階で追加を行うこととなります。	第3章第1節第3項 2(1) 水辺のふれあい拠点の整備 (P3-29)
岐阜県 本巣市			下記2箇所は、根尾川漁協より木曾川上流河川事務所へ要望されており、本巣市としても整備計画への位置づけをお願いしたい。		

自治体名	木曾川水系河川整備計画たき台（素案）			頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
	該当頁	区分	頂いたご意見		
	3-4	実施事項	表3.1.4水位低下（河道掘削）に係る施行の場所（揖斐川） 根尾川 左右岸 本巢市上高屋 8.0k～9.0k附近	ご意見の箇所は、現況で河川整備計画で目標とする流量が流下できる河道断面を有しているため、原案（案）には反映していません。 なお、今後も砂州や樹木の状況をモニタリングしてまいります。	
		実施事項	表3.1.7水位低下（横断工作物の改築）に係る施行の場所（揖斐川） 根尾川 左右岸 本巢市上高屋 8.0k附近 第7床固の改築	第7床固については、現況で整備目標流量が流下できる河道断面を有しているため、水位低下対策として改築は行いませんが、河川の連続性の確保のため、関係機関と調整を図り、魚道の設置・改善を行うこととしています。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-25)
岐阜県 羽島市	3-8	実施事項	災害対策として堤防の強化は重要事業であります。特に、今計画で浸水対策に係る堤防の質的整備が位置づけされた事は意義あるものと考えます。そこで、現在行われている堤防の詳細点検結果・事業計画を知ることは、防災対策として適切な対応が可能であり点検結果・事業実施計画の公表を望みます。	堤防の詳細点検の結果については、事務所のホームページで公表しております。 事業実施箇所については、実施箇所を原案（案）に記載しています。	第3章第1節第1項 2 堤防強化 (P3-8)
			桜堤サブセンターについての早期の整備促進をお願いします。	公園事業として整備の促進を図ってまいります。	
岐阜県 笠松町	3-8 ～ 3-9	実施事項	木曾川右岸の護岸整備に関する要望です。 低水護岸の整備について 40.8k付近（名鉄木曾川橋）については、水衝部であるにもかかわらず、その上流部で低水護岸がとまっています。橋梁架替とあわせて整備計画への位置づけをお願いします。	低水護岸の整備については、40.8k付近には奈良津排水ひ管とその流路があること、堤防を保護するために必要な高水敷幅が概ね確保されていることから、原案（案）には反映していません。 また、名鉄木曾川橋の架替については、現況で河川整備計画で目標とする流量が流下可能であることから、原案（案）には反映していません。	
		実施事項	高水護岸の整備について 40.8k～41.3kの区間について、その上流部は天端から第1小段にかけての法面に高水護岸が施工されていますが、当箇所は施工されていません。未施工箇所は危険と住民は感じて、毎年町内会より要望があり、整備計画への位置づけをお願いします。（重要水防箇所になっています。）	高水護岸の整備については、堤防断面の不足している箇所の堤防強化を優先的に実施することとしており、当該区間は、高水護岸が整備され堤防断面は確保されている。また、低水護岸も整備されていることから、原案（案）には反映していません。 なお、出水時の巡視等、今後も河岸の状況等の適切な管理を実施してまいります。	
岐阜県 恵那市			恵那市においては昭和58年、平成元年、平成12年などこれまで大きな災害に見舞われております。 特に、平成12年の恵南豪雨災害では山ぬけ等により土砂及び流木の流出があり災害を大きくしております。これは平成16年の郡上から飛騨地方の災害でも同様であります。また、平成6年をはじめ毎年のように湯水が発生しており、上流域の保全は重要であると考えます。 治水対策において河道の整備や洪水調節施設の整備を行うわけですが、上流域の対策、特に森林の保全・育成などの流域対策を上下流が一体となって図る必要があると考えます。このような内容を整備計画の中に盛り込んでいただきたい。	ご意見を踏まえて、土砂流出防備の観点から森林の保全については、今後原案の「現状と課題」に記載することを考えています。	
三重県	3-1	実施事項	木曾川については犬山上流部、揖斐川については中流部と記述されているが、長良川の樹木伐採、河道掘削については位置の表記がないため明記されたい。	ご意見を踏まえ、原案（案）に記載しました。	第3章第1節 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 (P3-1)
	3-1	実施事項	支川での河川整備については、近年の洪水被害の状況、改修の状況、本川とのバランスを考慮して実施するとあるが、影響範囲は直轄でされると解釈してよいか。	整備計画の対象区間については、「指定区間外区間（大臣管理区間）、並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。」としています。河川の整備は、その範囲を管理する河川管理者が実施することとなります。河川管理者が異なる連続部分については、十分連絡調整を図ることが重要であると考えています。	第2章 第1節 整備計画対象区間 (P2-1)
	3-8	実施事項	2-5ページに記述されている「洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」として、木曾川においては、河口部から8.5kまでの区間、高潮区間として、満潮時に伊勢湾台風が再来した場合に高潮による災害の発生を防止することが記述されています。具体的な施行の場所として、3-18ページに場所の一覧表の添付がありますが、木曾川左岸の河口部（木曾岬干拓地部分）についての記述がありません。木曾岬干拓地については、今後、土地利用が図られていくこととなり、高潮区間としての堤防機能の確保が必要になることから、この箇所における記述を追加していただきたい。	木曾岬干拓地の高潮堤防整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行ってまいりますので、原案（案）には反映していません。	
	3-21	実施事項	木曾川左岸の1k付近背後地（木曾岬干拓地の伊勢湾岸以北部分）については、防災上の観点から背後地（干拓地内側）において高さ5m程度の盛土を行っており、災害時の住民の避難場所及びサービスヤードとしての機能を果たす土地であるため、この箇所における記述を追加していただきたい。	木曾岬干拓地の高潮堤防整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行ってまいりますので、原案（案）には反映していません。	
	3-24	実施事項	3-24ページ 上から3行目を下記のとおり修正されたい。 ...40,000千m3の水を木曾川及び長良川に導水することにより... ...40,000千m3の水を一部は長良川を経由して木曾川及び長良川に導水することにより、...	ご意見を踏まえ、修正しました。	第3章第1節第2項2 (1) 木曾川水系連絡導水路の建設 (P3-23)
	3-24	実施事項	3-24「4.異常湯水対策」の記述の文末に下記注釈を付け加えられたい。 徳山ダム湯水対策容量の木曾三川への補給量内訳 ・木曾川...40,000千m3 ・揖斐川・長良川...13,000千m3 【理由】 本県においては、地元桑名市から、異常湯水時に長良川の自流が減少することにより、河口堰直上流の水質悪化を懸念する声が寄せられています。徳山ダムに確保された53,000千m3のうち、13,000千m3は揖斐川・長良川双方への総補給量として位置付けられた量であり、その旨を記述されたい。	原案（案）において徳山ダムは既設として扱っていますので、第1章第3項利水の沿革にて、異常湯水時に木曾川水系に緊急水を補給するための湯水対策容量であることを明記します。	第1章第1節第3項利水の沿革 (P1-9)
	3-26	実施事項	木曾川河口部の背後地においては、希少種などの生息・営巣環境となっているため、国営木曾三川公園事業と連携した河口部ならではの環境対策が重要と考えられるため、地域の特色を出した河川環境の整備について記述されたい。	木曾川河口部においては、オオヨシキリ等の生息・営巣環境に適したヨシ原再生やそれらの採餌の場となる干潟再生に努めるものとしています。地盤沈下や浚渫により失われた、木曾三川河口部の環境再生に努めてまいります。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-25)
	3-28 3-29	実施事項	長良川・揖斐川のヨシ原の再生、干潟の再生について施工場所が『河口～』の距離表記となっている。 現状のワンドの記号は確認できるが、整備と保全に関して附図の環25,43,44の記号（緑マーク）しか確認できない。 本文の記載事項について附図を適正に表記されたい。	ヨシ原・干潟再生箇所は、本来生育されていた箇所の再現であるため、原案（案）でも、治水上問題ない箇所について逐次再生していく予定であります。個々の施行箇所においては、治水工事（高水敷整備等）にて失われるヨシ原については、施行箇所の明示がされています。その他の環境のみの施行箇所は現在まで施行されたヨシ原・干潟再生をモニタリングしながら、適地を選定し施行する予定です。 ワンド等の水際湿地等については、河川整備で再生を図るものについては、「治水対策（再掲）」として掲載しておりますが、自然再生事業として施行を行う場所については、希少種に関する情報もあるため、区間で記載しています。ご意見を踏まえ、施行の場所一覧に注釈を追加し、よりわかりやすくいたします。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-25)
三重県	3-39	実施事項	導流堤の維持管理について、本文に記載があるが附図では確認できないので確認できるようにされたい。	附図に、「木曾川導流堤」及び「揖斐川導流堤」と記載しました。	

自治体名	木曾川水系河川整備計画たき台（素案）			頂いたご意見に対する考え方	記載箇所
	該当頁	区分	頂いたご意見		
	3-41	実施事項	樹木の維持管理について、河川管理施設に影響を与える樹木及び河川巡視等に支障となる樹木について伐採を実施するとある。 洪水の安全な流下等に支障となる場合を伐採の実施基準へ明記されたい。 【補足】 水位低下対策で樹木伐開した箇所の維持管理についても記載していただきたい。	河道整備流量を計画高水位以下で安全に流下させるために必要な河道断面が確保されていない箇所については、水位低下対策として洪水流下の支障となる樹木の伐開を実施します。また、伐開後の樹木については、モニタリングを実施し、樹木管理を適切に行うこととしています。	第3章第1節第1項 1(1) 河道掘削・樹木伐開 (P3-2) 第3章第2節第1項 3(2) 樹木の維持管理 (P3-38)
		実施事項	附图(例:治1、治41など)において、河川整備の実施を記載されているが、実施箇所に連続性がないものがある。 このような実施箇所に挟まれており、事業区間でないものについては、整備済み(完成堤)と解釈してよいか。	附图に河川整備の実施する内容が明記されていない箇所は、整備済み箇所もしくは整備計画の目標流量を計画高水位以下で安全に流下させるための堤防等の施設が整備されている箇所です。	
三重県 桑名市	3-12	実施事項	桑名市多度町大鳥居～南之郷 10.4K～11.2K 桑名市多度町大鳥居～南之郷 10.4K～12.6K [堤防強化(堤防整備)区間を肱江川合流点まで計画の延伸をお願いします。]	延伸を要望されている揖斐川右岸11.2k～12.6k付近は、整備計画目標流量を安全に流下させるための堤防等の施設が整備されていますので、原案(案)には反映していません。	
	3-12	実施事項	桑名市多度町福永～平古 14.1K～16.3K 桑名市多度町上之郷～平古 12.7K～16.3K [堤防強化(堤防整備)区間を多度川合流点まで計画の延伸をお願いします。]	延伸を要望されている揖斐川右岸12.7k～14.1k付近は、整備計画目標流量を安全に流下させるための堤防等の施設が整備されていますので、原案(案)には反映していません。	
	3-18	実施事項	表-3.1.23 堤防強化(高潮堤防整備)に係る施工の場所(木曾川) 木曾川右岸 桑名市長島町福吉 3.1k～3.2k付近	木曾川大橋は、河川整備計画で目標とする流量が桁下高より低い水位で流下することから、治水上、これらの橋梁の改築の必要性は、当面無いものと考えております。従いまして、原案(案)へは反映していません。 なお、施設管理者(道路管理者)に対しては早期改修がなされるように協議を行ってまいります。	
		実施事項	表-3.1.25 堤防強化(高潮堤防整備)に係る施工の場所(揖斐川) 揖斐川左岸 桑名市長島町福吉 2.5k～2.6k付近	揖斐・長良大橋は、河川整備計画で目標とする流量が桁下高より低い水位で流下することから、治水上、これらの橋梁の改築の必要性は、当面無いものと考えております。従いまして、原案(案)へは反映していません。 なお、施設管理者(道路管理者)に対しては早期改修がなされるように協議を行ってまいります。	
	3-44	実施事項	多度川、肱江川についても、増水時の迅速な避難判断の参考情報となるため、「水位情報周知河川」に指定いただき情報提供が受けられるようお願いいたします。 (地域の要望として、「増水時の避難確認方法として、堤防に三色パトライトを設置してほしい。」といった要望も出されている。)	多度川、肱江川は流域が狭く、降った雨がすぐに流出するという特徴があり、避難判断の参考情報を洪水予報分として皆様方にその避難時間を確保した上で提供するには、あまりにも準備時間が不足してしまいます。 今後は、過去の水文データを検証し、雨の予測も含めた洪水予報文の提供や水位情報周知河川の検討を進めていく予定です。	
	実施事項	肱江川河川改修事業の再開について 肱江川改修事業については、平成4年度より事業に着手され、新たな堤防は一部を残して概成しており、当事業に伴う家屋移転も完了しています。 このことから、未整備となっている堤防の築堤と中須橋の架け替えは地域に居住する住民の強い願いであり、残る区間の完成と中須橋においても河川改修にあわせ、三重県とともに早期に事業が再開されるようお願い申し上げます。	肱江川改修については、早期に事業再開出来るよう努めてまいります。		
			木曾川水系連絡導水路事業は、木曾川、長良川の濁水対策としてその効果は非常に大きいと期待しています。しかし、導水路分割案での利水容量0.7m ³ の取扱について、木曾川大堰で取水し、代替として木曾川大堰下流に長良川からの導水を放流することについては、木曾川の水質改善という観点から懸念を抱いております。慎重かつ適切な検討を行なっていただくようお願いいたします	導水路に伴う環境への影響等に関する調査検討については、「木曾川水系連絡導水路環境検討会」において学識経験者の指導助言を得ながら実施しているところであり、木曾川の水質についても慎重かつ適切な検討をおこなってまいります。	
三重県 木曾岬町	3-27	実施事項	表-3.1.34河川環境の整備と保全に係る施行の場所(木曾川)でヨシ原の再生、干潟の再生の施行の場所が木曾川左右岸河口部から26kと記載されているものの、附图への具体的な図示記載が全くないのはなぜですか。	ヨシ原・干潟再生箇所は、本来生育されていた箇所の再現であるため、整備計画でも、治水上問題ない箇所について逐次再生していく予定であります。個々の施行箇所においては、治水工事(高水敷整備等)にて失われるヨシ原については、施行箇所の明示がされています。その他の環境のみの施行箇所は現在まで施行されたヨシ原・干潟再生をモニタリングしながら、適地を選定し施行する予定です。	第3章第1節第3項 1 河川環境の整備と保全 (P3-25)
	2-5	現状と課題	木曾川左岸河口部から1.7k付近までの整備計画、又は維持管理は、この木曾川水系河川整備計画ではどのような位置づけとなるのですか。 また、土地利用計画とあわせ整備をするなどの何らかの記述をお願いしたい。	当該地区における堤防につきましても、現況堤防の機能維持を図るために適切な維持管理を行ってまいります。沈下や老朽化などの変状に対しては、変状の程度により所要の対策を実施してまいります。 また、整備については、背後地の状況等により、必要に応じて整備の検討を行ってまいりますので、原案(案)には反映していません。	
長野県 南木曾町		実施事項	県管理区間の洪水時の放流に伴う下流町村への民間ダムを含めた通報体制を確立し周辺住民の安全を確保していただきたい。	ダムの放流により、流水の状況に著しい変化を生じる場合には関係機関に通知するとともに、サイレン等により一般住民に周知しているところである。 味噌川ダムでは、「ダム放流連絡会(事務局:水資源開発機構)」が設置され、下流部の自治体やダム管理者らによりダム放流に関する情報連絡が行われているところです。 また、他のダムにおいても「ダム放流連絡会」が設置され、情報連絡が行われているところです。	